仮投票用封筒等に押すべき神奈川県選挙管理委員会の印

昭和50年２月４日  
選挙管理委員会告示第９号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 平成28年５月27日選挙管理委員会告示第43号 |  |

公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第８条の規定による仮投票用封筒に押すべき神奈川県選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の印又は市区町村の印をもつてこれに代え、同規則第10条、第10条の５及び第10条の５の４の規定による不在者投票用封筒（外封筒）に押すべき神奈川県選挙管理委員会の印は、刷り込み式とし、昭和50年３月１日から施行する。

仮投票用封筒等におすべき神奈川県選挙管理委員会の印（昭和40年神奈川県選挙管理委員会告示第11号）は、昭和50年２月28日限り廃止する。